

けに止まるやうである。何となればこの蒲昌縣といふのは郡縣志、新舊唐書地理志等の記事を比較すると甚だ曖昧なものであるが、それを論究することは他の機會に譲るとして、これ等の書に據る限り、貞觀十四年初めてこれを置いた時には庭州に屬し、後に西州に屬することになつたもので、その位置は郡縣志に據れば天山の北に當る金滿城、舊の車師後王の庭であり、舊唐書地理志に據れば蒲類海の西北に當り、新唐書地理志には位置を示さないが、然も本と庭州に隸し後に西州に屬することになつたといふ以上、ほゞ郡縣志や舊唐書の示して居る位置に當ると見なければならぬ。果してそうであるとすればこれらの二城二鎮が蒲昌郡の西に在るといふ前引新唐書地理志の記事は如何にしてもその儘には承認し難いところである。この不合理な地理志の記事が何から出て居るかといふことを調べて見ると、それは全く賈耽の道里記に據つたのに外ならぬと考へる。即ち同書四十三下に載せてある道里記には、

又一路自沙州壽昌縣西十里、至陽關故城、又西至蒲昌海南岸千里、自蒲昌海南岸、西經七屯城、漢伊修城也、又西八十里至石城鎮、漢樓蘭國也、亦名鄯善、在蒲昌海南三百里、康豔典爲鎮使、以通西域者、又西二百里至新城、亦謂之弩支城、豔典所築、又西經特勒井、渡且末河、五百里至播仙鎮、故且末城也、高宗上元中更名、云々

と見える、かく道里記が七屯城・石城鎮・弩支城・播仙鎮等の位置を示すについて基準として用ゐたのは固とより「蒲昌海の南岸」である。然るに新唐書地理志の編者は蒲昌といふ文字から、輕忽にこの記事を探つて西州管下の蒲昌縣の下に註記するに至つたに相違ない。かく考へればこれらの城鎮が蒲昌縣の西に在るといふ記事は何等の價